

## 愛媛県液晶ディスプレイ広告実施募集要項

### 1 事業の概要

別添、愛媛県液晶ディスプレイ広告掲載要領（以下「掲載要領」という。）及び愛媛県液晶ディスプレイ広告実施に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 2 企画書の作成等

#### (1) 広告方法等

- ①広告の方法（どのような業者の、どのような広告を行うのか等）
- ②ディスプレイの設置箇所及び台数（ディスプレイをどこに、どのように置くのか等）
- ③ディスプレイの規格（ディスプレイのサイズ）

#### (2) 広告料金

- ①広告料金（2年間、1年間、1月の広告料金）

#### (3) その他

- ①クレーム対応（外来者から広告内容に対するクレームがあった際の対応等）
- ②広告内容の変更（広告主及び広告内容について県が不適切と判断した際の対応等）
- ③広告の明示（広告内容等が県と直接関係がないことを明確にするための方法等）

#### (4) 規 格

原則として、A4版、縦方向、文字横組とする。

#### (5) 提出部数

2部

#### (6) 提出期限及び提出先

提出期限：平成25年3月13日（水）

提出場所：松山市南堀端町2番地2

愛媛県警察本部庁舎4階 会計課

### 3 請負予定業者の選定

- (1) 提出された企画書をもとに審査を行い、提案の内容が優秀かつ適当である1社を選定し、広告取扱業者とする。
- (2) 原則、企画書のみで審査を行うこととするが、県が提案業者からの説明を必要があると認めたときは、出席及び説明を求める場合がある。
- (3) 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
- (4) 審査結果は、企画コンペ参加者すべてに文書で通知する。

#### 4 企画書提出の参加資格

- (1) 知事の審査を受け、入札をする年度の「製造の請負等に係る一般競争入札に参加するの資格」を有すると認められた者であること。ただし、入札参加資格のない者は、企画書の提出期限までに資格を取得すること。
- (2) 企画書の提出期限の日から採用最終決定までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### 5 その他

- (1) 提案業者は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、掲載要領並びに仕様書を熟読し、遵守すること。
- (2) 本件に要する費用は、提案業者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。

#### 6 お問い合わせ先

〒790-8573 松山市南堀端町 2 番地 2

愛媛県警察本部警務部会計課 管財係

TEL (089) 934-0110 FAX (089) 943-2892

E-mail [kaikei@police.pref.ehime.jp](mailto:kaikei@police.pref.ehime.jp)